信用取引規定

(規定の趣旨)

- 第1条 この規定は、楽天証券株式会社(以下「当社」といいます。)の証券取引・証券情報サービスのうち、特に信用取引に関するサービス(以下「本サービス」といいます。)の利用に関するお客様との取決めです。
- 2 お客様は、本サービスを利用するに当たっては、この規定によるほか、関係法令諸規則、当 社各規定等を遵守するものとします。

(信用取引口座開設の申込み)

- 第2条 お客様は、以下の要件をすべて満たす場合に信用取引口座開設の申込みを行うことができます。
 - ①すでに当社に総合取引口座又は法人口座を開設し、若しくは開設の申込みをしていること。
 - ②金融資産を概ね100万円以上有していること。
 - ③信用取引の経験、又は株式取引の経験があり当社が別に定める基準を満たしていること。
 - ④信用取引制度、当社の信用取引ルール、信用取引のリスク等を理解し、本規定の他、当社が 別途定める「信用取引口座設定約諾書」、「自動振替規定」等及び「PTS 信用取引に係る合意 書」の内容を承諾していること。
 - ⑤第6条に規定する代用有価証券の取扱いについて、包括再担保契約を締結していただけること。なお、本信用取引規定の同意をもって包括再担保契約は締結されたものといたします。
 - ⑥個人のお客様の場合には、住所、電話番号、生年月日、職業(勤務先を含む。)、法人のお客様の場合には、法人名、所在地、電話番号、取引責任者の氏名、取引責任者の住所、連絡先電話番号等当社の定める事項が正しく登録されていること。
 - ⑦原則としてインターネットを利用できる環境にあり、パソコン操作に支障がないこと。
 - ⑧電話及び電子メールにより、直接連絡が常時取りうることが可能であること。
 - ⑨本規定、信用取引に関する説明書の交付については、書面の交付に代えて、別途定める電子 交付サービスを利用していただけること。但し、法人のお客様はこの限りではありません。
- 2 当社は、上記要件及び当社の信用取引口座開設基準等に基づき信用取引口座開設の可否を審査し、当社が承諾した場合に限り、お客様は本サービスを利用できるものとします。審査の結果、信用取引口座が開設できない場合、その理由についてはお客様に開示しないものとします。

(取引の種類)

第3条 お客様が信用取引を行える商品及び取引の種類は、当社が定めるものとします。

(対象銘柄)

- 第4条 お客様が信用取引を行える銘柄は、当社が定めるものとします。
- 2 前項の規定に関わらず、金融商品取引所又は PTS 運営業者等が信用取引の制限又は禁止措置 を行っている銘柄、証券金融会社が貸株利用等の申込制限又は申込停止措置を実施している銘 柄及び当社が信用取引の受託を停止することが必要であると指定する銘柄については、お取引できないものとします。

(上限建玉金額)

第4条の2 信用取引による建玉金額の上限は、銘柄毎、お客様毎に当社が定めるものとします。

(委託保証金)

第5条 委託保証金として差し入れが必要な額は、建玉額に次項で定める率を乗じた額以上、かつ30万円以上とし、信用取引の注文に先立って、当社に差し入れるものとします。

2 前項に掲げる率は 30%とします。ただし、金融商品取引所等又は当社が規制又は変更を行った場合については、この限りではありません。

(代用有価証券)

- 第5条の2 前条の委託保証金は、当社が指定する有価証券をもって、これに代えることができるものとします。ただし、金融商品取引所が代用有価証券不適格とする銘柄は除きます。(なお、委託保証金として当社に差し入れられた有価証券を以下「代用有価証券」といい、その時価額にあらかじめ定められた率(以下「換算率」といいます。)を乗じた額をもって委託保証金として評価します。)
- 2 前項本文に係わらず、次の各号に該当する銘柄については、当該各号に定める日から代用有 価証券の換算率を引き下げ又は換算率を0%に変更する場合があります。
 - ① 当社が株価、流動性等の観点から代用有価証券として不適当と判断した銘柄 お客様にその旨告知を行った日から5営業日目以降の日
 - ② 当社での信用取引建玉状況及び代用有価証券の預かり状況に照らし著しく偏りが見られる など当社が代用有価証券として不適切と判断した銘柄 お客様にその旨告知を行った日か ら5営業日目以降の日
 - ③ 明らかに経営に重大な影響を与えると認められる事象等が発生した上場会社が発行する銘柄 お客様にその旨告知を行った日の翌営業日目以降の日

(反対売買による利益額の取扱い)

第5条の3 信用取引の反対売買による利益額について、お客様は、反対売買による約定がなされた日から、信用取引に係る受入れ済みの委託保証金の総額に当該利益額を加算して計算することに同意するものとします。

(代用有価証券の差し入れ)

第6条 当社でお預かりする有価証券は、当社が代用有価証券不適格としたものを除き、お客様の指示で代用有価証券(委託保証金)として信用口座に差し入れるものとし、信用口座に差し入れられた代用有価証券は、再担保(混同担保)として使用できる代用有価証券の範囲として指定されたものとします。

(包括再担保)

- 第6条の2 お客様は、当社に委託保証金として差し入れた代用有価証券を、当社が包括再担保 契約により証券金融会社へ再担保として使用することがあることを予め了承するものとします。
- 2 前項の確認は再担保同意明細書(取引報告書及び取引残高報告書と兼用します。)により行う ものとし、再担保として使用できる代用有価証券は、当該再担保同意明細書に記載のものとし ます。

(委託保証金の維持)

- 第7条 委託保証金が第5条第2項で定める率を下回っている場合は、委託保証金からお預り金 等への振替、又は新規の買建て若しくは売建ては行えないものとします。
- 2 前項の当社で定める率は、金融商品取引所等の規制若しくは制度の変更、又は当社の判断により変更することがあります。

(委託保証金の最低維持率)

- 第8条 お客様が建玉を維持するために必要な委託保証金の率(以下「最低維持率」といいます。) は20%(30万円を下回る場合は30万円)とします。
- 2 委託保証金が前項の最低維持率又は30万円を下回った場合は、お客様は下回った日の翌々営業日12時までに、当該最低維持率又は30万円を上回るために追加で差し入れることが必要な

委託保証金の額(以下「追証金額」といい、追加の委託保証金の差し入れが必要になる状態を以下「追証」といいます。)以上の委託保証金を、追証・不足金画面等をご自身で確認のうえ、当社からの請求の有無に関わらず信用取引口座に差し入れるものとします。なお、追証発生時からその差入時限までの間に、建玉の一部を反対売買した際は当該反対売買した建玉の約定価額に 20%を乗じた額を追証金額から控除するものとします。また、お客様から差入時限までに追証にかかる委託保証金の差し入れがない場合、当社は、お客様の口座における全建玉を当社の任意でお客様の計算により反対売買又は現引若しくは現渡することにより決済することができるものとします。

- 3 追証の発生の有無又はお客様から追証にかかる委託保証金の差し入れの有無に関わらず、委託保証金率が前引け、又は、大引けの時点で10%を下回った場合には、当社は、お客様の口座における全建玉を当社の任意でお客様の計算により反対売買又は現引若しくは現渡することにより決済することができるものとします。
- 4 前2項の決済にあたり、預り金がないなど、当該決済により不足金が発生した場合、又は発生すると予想される場合、当社は、お客様の代用有価証券を不足金に充当するために当社の任意でお客様の計算により処分することができるものとします。
- 5 第1項の最低維持率は、金融商品取引所等の規制若しくは制度の変更、又は当社の判断により変更することがあります。

(不足金)

- 第9条 信用取引の損失により不足金が発生した場合、お客様は受渡日までに不足金を入金する ものとします。
- 2 お客様から受渡日までに不足金の入金がない場合、当社は、当該受渡日の翌営業日以降に、 お客様の信用取引口座における建玉及び代用有価証券を当社の任意でお客様の計算により処分 して適宜債務の弁済に充当することができるものとします。
- 3 前項の弁済充当の結果、残債務がある場合には、お客様は当社に対して速やかに残債務の弁 済を行うものとします。

(弁済期限)

- 第10条 お客様が信用取引を行う場合、建玉については必ず弁済期限(以下「信用期日」といいます。)の前営業日(以下「最終返済日」といいます。)までに反対売買又は現引若しくは現渡を行うものとします。買建玉について証券金融会社による現引の制限が行われた場合には、必ず最終返済日までに反対売買を行うものとします。いちにち信用取引では、新規建を行った日の当日が最終返済日となりますので、新規建当日に反対売買を行うものとします。
- 2 建玉の銘柄が、上場廃止・株式併合・株式分割・合併・株式交換・株式移転・会社分割等の 措置がとられた場合、信用期日は当社が定める期日に変更できるものとします。ただし、合併 比率、交換比率・移転比率・分割比率等を考慮し、当社の判断により信用期日の変更を行わな い場合があります。
- 3 第1項の規定に関わらず、お客様が最終返済日までに反対売買又は現引若しくは現渡を行わなかった場合は、当社は信用期日当日にお客様に通知することなく、当該建玉を当社の任意でお客様の計算により反対売買又は現引若しくは現渡することにより決済できるものとします。なお、反対売買による決済を行う場合には、当社の定める手数料を別途お客様より徴収できるものとします。
- 4 第1項又は第3項の決済を行った結果、損失が発生し、かつ不足金が発生した場合には、お客様は速やかに当該不足金を当社に入金するものとします。
- 5 お客様が一定期日までに前項の不足金を解消しない場合は、当社は、お客様の代用有価証券をお客様の計算により任意に処分し、それを適宜債務の弁済に充当することができるものとします。

(債務不履行)

第11条 お客様が受渡日を過ぎても債務を履行しない場合は、当社は日本証券業協会又は金融 商品取引所の定める率による遅延損害金を申し受けることができるものとします。

(信用取引事務管理費)

第12条 当社は建玉に対して、当社所定の信用取引事務管理費を徴収いたします。

(信用取引名義書換料)

第13条 当社は建玉に対して、当社所定の信用取引名義書換料を徴収いたします。

(信用取引売買手数料)

第13条の2 信用取引の売買手数料は、当社が定めるものとします。

(信用取引金利)

第14条 信用取引に関する金利は、当社が定めるものとします。

(信用取引貸株料)

第15条 信用取引貸株料の料率は、当社が定めるものとします。

(特別空売り料)

第16条 特別空売り料は、当社が定めるものとします。

(申込事項等の変更)

第17条 申込書の記載事項等に変更があったとき又はお客様が適格機関投資家に該当することとなったときは、お客様は所定の手続きによって遅滞なく当社に届け出るものとします。

(信用取引利用の禁止・解約)

- 第18条 お客様が、法令諸規則、「総合証券取引約款」、「法人口座取扱規定」又は本規定、「信用取引に関する説明書」、「信用取引口座設定約諾書」若しくは「PTS信用取引に係る合意書」の規定に違反した場合その他やむを得ない事由が生じた場合には、当社は直ちにお客様の本サービスの利用を禁止することができるものとします。この場合、お客様は直ちに期限の利益を喪失します。
- 2 お客様より、当社所定の方法により信用取引口座の解約の申込みがあった場合、信用取引口 座は解約されるものとします。ただし、お客様の信用取引口座に未決済の建玉が残存する場合 はこの限りではありません。

(国内非居住者となる場合の取扱い)

第19条 お客様が出国し国内非居住者となる場合は、当社の任意でお客様の計算により建玉を すべて決済します。

(規定の変更)

第20条 この規定は、法令の変更又は監督官庁の指示若しくは命令、その他必要が生じたときに、民法第548条の4の規定に基づき改定されることがあります。改定を行う旨及び改定後の規定の内容並びにその効力発生時期は、効力発生時期が到来するまでに店頭表示、インターネット又はその他相当の方法により周知します。

(預り金および有価証券の自動振替)

第21条 預り金および有価証券の自動振替(以下、「自動振替」といいます。)とは、保護預り口座および信用取引口座等の預り金、委託保証金および代用有価証券を、お客様の設定した条

件に従って自動的に相互に振り替える機能です。

- 2 自動振替を利用するには、お客様があらかじめお取引画面等にて振替条件等を設定する必要があります。
- 3 自動振替を利用しない場合(ただし、一部の機能は、利用しない設定をすることができません。)は、お客様は、振替の都度、当社に振替えの指示を出す必要があります。
- ※ 自動振替に関する詳細および取扱いルールは「自動振替規定」を参照ください。

以上

(2020年1月)